

## 令和7年度包括外部監査の結果報告書について

令和7年度包括外部監査の結果報告書が、地方自治法第252条の37第5項に基づき、包括外部監査人から議会、知事、監査委員に提出されました。

包括外部監査は、地方自治法の監査機能の独立性・専門性の強化を目的として、平成9年6月の地方自治法の一部改正（平成10年10月1日施行）により創設された制度であり、本県においては平成11年度から導入しています。

### 1 包括外部監査の概要

- (1) 監査の種類 地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査
- (2) 包括外部監査人 公認会計士 正田 章倫
- (3) 包括外部監査契約の期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 監査のテーマ 水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について
- (5) 監査対象  
健康福祉部：水道事業  
県土整備部：流域下水道事業  
企業局：工業用水道事業、水道用水供給事業
- (6) 監査の結果  
指摘事項 5件、意見 34件  
指摘事項…主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項  
意見…不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項

### 2 包括外部監査の結果報告書（全文及び要約）

県ホームページに掲載

【掲載先】トップページ > 組織から探す > 総務部 > 総務課 > 包括外部監査結果報告書・改善措置等

<https://www.pref.gunma.jp/page/12384.html>

### 3 今後の予定

全ての指摘事項及び意見について対応を検討し、令和8年度中を目途に改善措置状況等の結果を監査委員に報告するとともに公表する。

【包括外部監査の結果報告書の内容に関するお問合せ先】

包括外部監査人 <sup>しょうだ</sup> 正田 <sup>かみひと</sup> 章倫（正田章倫公認会計士事務所）電話 090-6145-5505